

## Ⅷ 政治資金と税

(税に関するお問合せは、最寄りの税務署までお願いします。)

政治団体は、政党等を除き、法律上は「人格なき社団」として取り扱われます。政党は、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」により法人格を取得できます。

### 1 政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか。

#### 1 寄附収入に対する課税

##### (1) 法人税

人格なき社団は、法人税法上、法人とみなされ法人税法の適用をうけますが(法人税法3条)、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないとされています(法人税法6条)。また、法人格を有する政党等についても、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課せられないこととされており(法人税法6条、法人格付与法13条①)、政治団体の寄附収入には法人税は課税されません。

##### (2) 贈与税

相続税法では、人格なき社団は個人とみなして相続税法を適用するとされていますが(相続税法66条)、法人からの寄附収入は贈与税の対象とされません(相続税法21条の3①I)し、個人からの寄附収入は贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものは非課税措置がとられており(相続税法21条の3①III)、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとされています。

法人格のある政党等も、法人は贈与税の納税義務者となっていない(相続税法1条の4)ことから贈与税は課税されません。

#### 2 事業収入に対する課税

##### (1) 法人税

政治団体等が行う収益事業の所得は法人税の対象となります。「収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう」(法人税法2条⑬)とされ、これに該当する事業を政治団体が行っていれば課税されることとなります。例えば、通常行われているパーティー事業は収益事業に該当しないと解されています。出版事業(機関紙誌等の発行事業)も「特定

の資格を有する者を会員とする法人が、その会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うもの」(法人税法施行令5条①XII)に該当するものであれば課税されません。

## (2) 消費税

消費税については、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税され(消費税法4条①)、法人格を有する政党等のほか、人格なき社団は法人とみなされることから(消費税法2条①VII、3条)、政治団体もこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税されます。

## 3 政治団体に対する税金の扱い

政治団体はその収入の多くを寄附による収入と事業による収入に依存しており、これらの収入については多くの場合課税されません。しかし、政治団体がその収入を政治活動以外のために消費するような場合には、当然課税対象になりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員に配分するなどした場合には、その受益者において課税されることとなります。

### <まとめ> 政治団体に対する課税

- ・ 寄附収入 → 法人税及び贈与税は課税されない。
- ・ 事業収入 → 収益事業による収益は法人税が課税される。  
ただし、政治団体が行う出版事業、パーティー開催事業等は収益事業とみなされない限り、法人税は課税されない。  
購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合は、消費税が課税される。

## 2 公職の候補者が受けた寄附は課税されますか。

公職の候補者個人が政治活動に関して受けた政治資金(寄附)は雑所得となり、他の所得と合算して課税対象となります。政治資金に係る雑所得計算では、政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、雑所得として課税の対象となります。

ただし、政治活動に要した費用の方が、政治資金として受けた収入より多い場合でも(赤字分)、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

(政治資金に係る収入) - (政治活動の費用) = 雑所得

※ 雑所得として他の所得と合算して課税対象とされる。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法 189条に基づき収支報告されているものについては非課税とされ、課税されません（所得税法9条①XIX、相続税法21条の3①VI）。

### 3 会社が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか。

法人が政党、政党支部及び政治資金団体に対し、政治活動に関する寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となります（法人税法37条）。

#### < 損金算入限度額 >

$$\text{※} \left[ \left( \text{資本金等の額} \right) \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

法人税法に関するお問合せは、最寄りの税務署までお願いします。

### 4 個人が政治献金したときに課税上の優遇措置が受けられると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

個人からの寄附については、個人献金を奨励する目的から、一定の要件のもとに税の優遇措置を設けています。

その方法は、寄附を受けた政治団体が寄附者の氏名及び寄附金額等を収支報告書に明記し、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成の上、東京都選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けます。政治団体はこれを寄附者に交付し、寄附者が税務署へ確定申告することになります。

したがって、「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付する政治団体は、確定申告の期間に間に合うようなるべく早めに収支報告書を提出することが望ましいです。

個人献金に対する優遇措置の内容は、次のとおりです。

## 1 優遇措置の要件

個人が政治団体に対して寄附をした場合に、必ずしも課税上の優遇措置が受けられるわけではなく、以下のアからエの要件のすべてを満たすことが必要です（租税特別措置法 41 条の 18）。

### ア 個人からの寄附であること

優遇措置が受けられるのは「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定めている党費・会費や政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてされるもの」は対象になりません。

### イ 適格団体（優遇措置の対象となる団体）に対する寄附であること

適格団体とは、次の団体をいいます。

- ① 政党及び政党支部
- ② 政治資金団体
- ③ 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体（国会議員氏名届を提出している政治団体）
- ④ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出している団体）
- ⑤ 特定の公職の候補者（衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の長、政令指定都市の議会の議員）を支援することを本来の目的とする政治団体

ただし、「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない政治団体は、寄附金控除の対象になりません。現職であっても届出のない場合は、対象になりませんので必ず届出をしてください。

※ 適格団体以外にも、特定の公職の候補者に対する「選挙運動に関してされた寄附」にも税の優遇措置が適用されます。

### ウ 優遇措置の対象となる期間

#### a 特定の公職の候補者の後援団体

特定の公職の候補者の後援団体は、推薦をしている公職の候補者が現職あるいは選挙に立候補していることが要件となります。

- ① 公職の候補者が立候補したとき、立候補した年（12月31日まで）とその前年に限られます。
- ② 現職が立候補しなかったとき、その議員の任期の期間までとなります。

#### b 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体

国会議員氏名届を提出している政治団体（政策研究団体等）は、届けられ

ている国会議員すべてが現職でなくなったときは、現職でなくなった日から優遇措置を受けられません。

## エ 収支報告書に寄附者が記載されていること

優遇措置を受けるためには、寄附を受けた政治団体が収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額（5万円以下でも記入）及び寄附年月日を記載していることが必要です。

## オ その他

次の場合には、税の優遇措置が受けられません。

- ① 規正法に違反する寄附
- ② 立候補予定者に関わる政治団体に寄附をしたが、立候補予定者が立候補しなかったとき
- ③ 公職の候補者本人が自己の資金管理団体や後援会に対して寄附をしたとき
- ④ 公職の候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるとき

## 2 「寄附金（税額）控除のための書類」の交付

寄附を受けた適格団体は、収支報告書に寄附者の氏名等を記載するとともに、収支報告書を提出する際に「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者ごとに作成したものを添付し、総務大臣又は東京都選挙管理委員会の確認印を受け、これを寄附者に交付します。

寄附者は、交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ確定申告の際に添付し、税の軽減を受けることとなります。

なお、確定申告の期限（3月15日）までに収支報告書が提出できないとき、あるいは「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が遅れていて期限までに間に合わないときは、政治団体が発行した「寄附金の領収書（写し）」を添付して申告し、後日、確認印が押された「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けた後に税務署へ提出することとなります。

※ 全国団体は、「寄附金（税額）控除のための書類」を東京都選挙管理委員会で受け付けた後に、総務省で確認の上交付しますので、処理状況については総務省までお問い合わせください。

## 3 寄附金控除の額（租税特別措置法41条の18②）

政治団体に寄附をした者の寄附金控除は、所得控除により計算します。

なお、政党、政治資金団体に対する寄附に限り、所得控除と税額控除のいずれかを選択することができます。

詳細は最寄りの税務署までお問い合わせください。

ア 所得控除の額 = (①又は②のいずれか少ない方の金額) - (2千円)

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

② その年の総所得金額等の40%相当額

イ 税額控除の額 = {(その年の政党等に対する寄附金の合計額) - (2千円)} × 30 %  
(その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。)

※ **特定寄附金**とは、国や地方公共団体に対する寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることとされています(租税特別措置法41条の18)。

注意：寄附金控除の控除率や基礎控除額は、毎年のように改正されています。対象年により控除額が変動することがありますので、最終的な確認は最寄りの税務署までお願いいたします。

### 参考 寄附金(税額)控除の手続き

